

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

第一回 総則（第一条—第六条）	第二回 保護の原則（第七条—第六条）	第三回 保護の種類及び範囲（第十一条—第十九条）
第四回 保護の機関及び実施（第十九条—第二十一条）	第五回 保護の方法（第三十条—第三十七条）	第六回 保護施設（第三十八条—第四十八条）
第七回 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条—第五十五条）	第八回 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金（第五十五条の四—第五十五条の六）	第九回 被保護者就労支援事業等（第五十五条の七—第五十五条の十一）
第十回 被保護者の権利及び義務（第五十六条）	第十五回 不服申立て（第六十四条—第六十九条）	第十二回 費用（第七十条—第八十条）
附則	第十三回 雑則（第八十条の二—第八十七条）	第十四回 第一章 総則（この法律の目的）

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。	3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。
（この法律の解釈及び運用）	（この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けているといらないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。）
第五回 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。（用語の定義）	この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといらないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。
第六回 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。	この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといらないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。
第七回 一 生活扶助 二 教育扶助 三 住宅扶助 四 医療扶助 五 介護扶助 六 出産扶助 七 生業扶助 八 葬祭扶助	（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。 （世帯単位の原則）	第十二条 保険扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五号の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。
（介護扶助）	（介護扶助）
第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。 （教育扶助）	（介護扶助）
第十四条 一 義務教育に伴つて必要な通学用品 二 義務教育に伴つて必要な通学用品 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの	（介護扶助）
（住宅扶助）	（介護扶助）
第十五条 一 住居 二 術修その他の住宅の維持のために必要なもの（医療扶助）	（介護扶助）
（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護）	（介護扶助）
第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違に考慮して、有効且つ適切に行うものとする。	（介護扶助）

同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等をすることができるようとするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス、同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第八項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活に

おける基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようとするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものである。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（出産扶助）

第十六条 出産扶助は、困難のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一分べんの介助

二 分べん前及び分べん後の処置

三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

（生業扶助）

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生業を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することができる見込のある場合に限る。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 生業に必要な技能の修得

三 就労のために必要なもの

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することができる見込のある場合に限る。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 生業に必要な技能の修得

三 就労のために必要なもの

（被保護者の死後扶助）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その法律に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

三 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人的家庭に養護を委託した場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対する保護を行なうべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によって定めるものとする。

四 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に關する事務の全部又は一部を、その管轄に屬する行政庁に限り、委任することができます。

5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に關する事務の一部を、政令の定めるところにより実施する事務の全部又は一部を、その管轄に屬する行政庁に限り、委任することができます。

（職権の委任）

第二十条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行なうこと。

（補助機関）

二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に對して、保護金品を交付すること。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行なうこと。

（職権の委任）

第二十二条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行なうこと。

（職権の委任）

第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に關する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に關する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

二 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

三 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しな



機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行ふものとする。

（行政手続法の適用除外）

**第二十九条の二** この章の規定による处分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

**第五章 保護の方法**

**（生活扶助の方法）**

**第三十条** 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達成したいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいふ。第六十二条第一項及び第七十条第一号に

おいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わぬ場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができるものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するためには必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

4 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設（同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたもののを含む。）において施設介護（第十五条の一第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するためには必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前項第一項ただし書の規定により生活扶助を行ふ場合の保護金品は、被保護者又は施設の長が、必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付す

若しくは養護の委託を受けた者に對して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

**第三十二条** 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他の保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に對して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

**第三十三条** 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に對して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

**第三十四条** 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他の保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。(以下この項において同じ。)を使用することができる。

るに認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であるとの確認を受けるものとする。

6 前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であるとの確認を受けることをいう。

7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び第四項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

8 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対する交付するものとする。



ほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。

二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。

三 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。

四 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める条件を附すことができる。

五 第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合は、第三項の規定を準用する。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止)

第六十一条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(指導)

第四十二条 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作成又は保存がされてい

る場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

四十五條 厚生労働大臣は都道府県に対し、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

第四十六条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び方針

二 職員の定数、区分及び職務内容

三 その他施設の管理についての重要事項

四 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の处分方法

五 届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。

六 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときは、正當の理由なくして、これを拒んではならない。

2 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対し、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すことができる。

3 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対し、左に掲げる事由があるときは、その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

二 その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 その保護施設の経営につき常利を図る行為があつたとき。

4 正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日(同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日)までに事業を開始しないと

第四十七条 保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正當の理由なくして、これを拒んではならない。

2 保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

3 保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。

(保護施設の長)

四十八條 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

2 保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができる。

三 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができます。

4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

五 第四十二条第五項の規定に違反したとき。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の十四日前までにしなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第四十九條 医療機関、介護機関及び助産機関(医療機関の指定)

2 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第四十六条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び方針

二 職員の定数、区分及び職務内容

三 その他施設の管理についての重要事項

四 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の处分方法

五 届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときは、正當の理由なくして、これを拒んではならない。

6 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときは、正當の理由なくして、これを拒んではならない。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

2 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

3 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

4 申請者が、第五十五条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者が、あつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む)であるとき。

5 申請者が、第五十五条第二項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者が、あつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む)であるとき。

四 申請者が、第五十五条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者が、あつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む)であるとき。

5 申請者が、第五十五条第二項の規定による指定を取り消され、その取消しの処分の理由となつた事實に關して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないことをとどめることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十五条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に第五十五条第一項の規定による指定期の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

一〇 おいて、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条の規定による指導を受けたものであるとき。

一二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

一三 前項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは、「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは、「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）  
第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときには、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

5 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、必要な技術的読替えは、政令（指定医療機関の義務）

#### 第五十条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定め担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（指定の届出等）

#### 第五十一条 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

#### 第五十二条 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは、「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは、「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

4

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

2

護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。  
2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。  
前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第一の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その援事業者に係るものとみなされる。該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。  
4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第一の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その援事業者に係るものとみなされる。該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。  
第五十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものとみなされる。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものとみなされる。）について準用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。」と改めることとする。  
「指定介護機関」という。」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）」と改めることとする。

に係るものと除く。」)と、同項第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)」に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同項第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前項第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る)について、第五十条、第五十一条の二、第五十一条(第二項第一号、第八号及び第十号を除く)、第五十二条から前項までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)に限る。)について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(同条第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものと含む。)に限る。)」に限る。以下この章において「指定介護機関」という。」と、同條第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の一」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項第二項中「指定医療機関が、次の一」とあるのは「指定介護機関が、次の一」とあるのは「都道府県知事」と、第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護

機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
（助産機関及び施術機関の指定等）



## (譲渡禁止)

**第五十九条** 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。(生活上の義務)

**第六十条** 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

**第六十一条** 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)  
**第六十二条** 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは他の適当な施設に入所させ、若しくはこれら施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

**二 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならぬ。**

**三 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。**

**四 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えないければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。**

**五 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。**

(費用返還義務)  
**第六十三条** 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

## 第十一章 不服申立て

(審査庁)  
**第六十四条** 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項(第五十五条の五第二項において準用する場合を含む)第六十六条第一項において同じ)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分について準用するものとする。

**第六十五条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該裁決をしなければならない。

**一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合** 七十日  
**二 前号に掲げる場合以外の場合** 五十日

**第六十六条** 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学・就職準備費の支給に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

(裁決をすべき期間)  
**第六十七条及び第六十八条** 削除

(審査請求と訴訟との関係)  
**第六十九条** この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

## 第十二章 費用

(市町村の支弁)  
**第七十条** 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

**一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む)に関する次に掲げる費用**

**イ 保護の実施に要する費用(以下「保護費」という)**

**ロ 第三十条第一項ただし書、第三十三条第一項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という)**

**ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費(以下「委託事務費」とい**

**三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対する、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規**

準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

**二 前条第一項(各号を除く。)の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは、「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。**

**三 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就職準備給付金の支給(同条第二項により委託を受けて行うものを含む)の費用**

**四 その設置する保護施設の設備に要する費用(以下「設備費」という)。**

**五 その長が第五十五条の八の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む)及び第五十五条の九の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用**

**六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用**

**七 その長が第五十五条の十の規定により行う被保護者の進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用**

**八 この法律の施行に伴い必要なその人件費**

**九 この法律の施行に伴い必要なその事務費(以下「行政事務費」という)**

**一〇 第二十九条第一項ただし書、第三十三条第一項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という)**

**一一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費**

**一二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対する、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む)に関する保**

**三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者(その所管区域外に居住地を有する者を除く。)に対する、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に**

関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備費

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就職準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康新管理支援事業の実施に要する費用

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用

八 この法律の施行に伴い必要なその人件費

務費  
(繰替支弁)

第九十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

二 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（都道府県の負担）

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

二 宿所提供的施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していった被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費

（准用規定）

年法律第百六十四号）第三十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法

（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた保護施設に準用する。

（国の負担及び補助）

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学・就職準備給付金費（進学・就職準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一

四 宿所提供的施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学・就職準備給付金費の四分の一

五 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の一

六 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学・就職準備給付金費の四分の三

七 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

八 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

九 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

一 その保護施設を利用することができる被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

二 同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

三 その保護施設を利用することができる被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

四 宿所提供的施設が左の各号によるもの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。

一 厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認められる事項の報告を命ずることができる。

二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更すべき旨を指示することができる。

三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（遺留金品の処分）

第十七条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行ふ場合においては、保護の実施機関は、

その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

二 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に對して優先権を有する。

（損害賠償請求権）

第十七条 第二項の規定は、被保護者の行為によつて生じたときは、その支弁した

者への医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三

者との行為によつて生じたときは、その支弁した

者への医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三

の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、当該費用を支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収について準用する。

**第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定によつて、保険料を支拂った場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対する前項の規定による徴収することができる。**

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めることにより、当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

第五十五条の二第一項又は前条第一項の規定により就労自立給付金の額の全部又は一部を、第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する際には、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めることにより、当該被保護者に対する前項の規定による徴収することができる。

金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に對して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に對して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（返還命令） 第七十九条 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に對して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

1 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。  
2 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。  
3 保護施設の経営について、當利を図る行為があつたとき。  
4 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

（返還の免除） 第八十一条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

（受給者番号等の利用制限等） 第十三章 雜則 第八十二条 厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他保護の決定若しくは実施に關する事務若しくは被保護者健健康管理支援事業の実施に關する事務又はこれらに關連する事務（以下この項において「提供デーティベース」という。）を構成してはならない。

1 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合において、当該デーティベースを構成してはならない。

2 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合において、当該デーティベースを構成してはならない。

3 何人も次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合であつて、それらの情報を電子計算機を利用して検索することができるよう体的に構成したもの）である。であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

（受給者番号等の利用制限等）

5

（受給者番号等の利用制限等） 第八十三条 第二項の規定による措置に關する報告を受ける者は、その報告に従わないと認めた者は、前項の規定による措置に關する報告を受けるべきものとする。

（報告及び検査） 第八十四条 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關する報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入りて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託） 第二十八条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託） 第八十条の四 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であると認めた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託） 第八十二条の四 保険の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金第一條に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

（関係者の連携及び協力） 第八十五条 第一項の規定による措置に關する報告を受ける者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進に関する給付を定める法律（昭和五十七年法律第八十号、第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法律の規定により行われた場合において、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告する

（報告及び検査） 第八十六条 厚生労働大臣は、前項の規定による措置に關する報告を受ける者は、その報告に従わないと認めた者は、前項の規定による措置に關する報告を受けるべきものとする。

6

（報告及び検査） 第八十七条 厚生労働大臣は、前項の規定による措置に關する報告を受ける者は、その報告に従わないと認めた者は、前項の規定による措置に關する報告を受けるべきものとする。

6

（報告及び検査） 第八十八条 厚生労働大臣は、前項の規定による措置に關する報告を受ける者は、その報告に従わないと認めた者は、前項の規定による措置に關する報告を受けるべきものとする。











か、又は明らかでない場合にあっては、現在地に於ける被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五条の二（第1項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。）

前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

**第十九条** この法律の施行の際現に第十四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第十三条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護法第十五条の二第四項に規定する施設介護（附則第二十二条において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託して行つてゐる場合は、当該委託の継続中、その者に対し、保護を行ふべき者については、その者に係る委託前の居住地によつて定めるものとする。

**第二十条** この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われてゐる旧介護保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

**第二十一条** この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下の二の規定を適用する。）において「介護扶助施設」といふて、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であつたものは、施行日から起算して三年間に限り、

施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

**第五十二条** 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第五十六条** 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則にかかる経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成一七年一一月七日法律第一二三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三条、第一百六十六条から第百八十八条まで及び百百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。) 第三项、第五项、第六项、第九项から第十五项まで、第十七项及び第十九项から第二十二项まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。) 第二十八条第一项(第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。) 及び第二项(第一号から第三号までに係る部分に限る。) 第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四项(第三十七条第二项において準用する場合を含む。) 第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。) 第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。) 第四十四条、第四十五条、

第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで（指定障害者支援事業者に係る部分に限る。）、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第九十六条第一項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十一条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十七条から第五十九条まで、第六十条、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十八条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十六条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

**第八十一条** (生活保護法の一一部改正に伴う経過措置)  
附則第七十七条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

**第八十二条** 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法(以下この条において「新法」という。)第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十八項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活援助」という。)を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは、「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは、「施設又は住居に引き続き人所し、又は入居して」とする。

**前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。**

**附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができるることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十二条の人に関する規定を除く。)は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。(罰則の適用に関する経過措置)**

**第一百二十二条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた





改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第四十九条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三十条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法正規定を除く。)、第一百二条(道路整備特別措置法正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条(首都圏近郊綠地保全法第五十五条及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十六条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百五十三条(駐車場法第四条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百五十七条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十七条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の改正規定を除く。)、第一百二十条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百一十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百一十六条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十七条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十二条(都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条(第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第二百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第二百五十六条(マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月

附則（平成三年二月一四日法律第  
二二二号）抄

政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条、新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき全国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一百二十三条

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、<sup>一</sup>の法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
(委付)

卷之三

「〔…〕が行為を行つて不従事者に損害をもつておこなつた場合」におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて

規定はあく

**第二十二条** 第三十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法（附則第二百二十九条第一項において「新生活保護法」という。）第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第一項の規定 平成二十四年四月一日

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十八条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

**第十条** 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十四年九月五日法律第七十二条) 抄

(施行期日)





介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。) 及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。) 第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(同法第八条第二十四項)を「同条第二十五項」に改める部分に限る。) 並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号の改正規定(居宅サービス)の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。) 並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

の条例で定める日)において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。)であつて附則第十一條に規定する者に相当する者であつた者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法(次項及び次条において「新生活保護法」という。)第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地)を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三十一条** 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。)の手続その他の行為は、第三号令施行日前においても行うことができる。  
(罰則の適用に関する経過措置)

**第七十一条** この法律、附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二七年五月二九日法律第三  
一 号)** 抄  
(施行期日)

同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十条、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定、公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日  
（罰則に關する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもの（この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

附 則 （平成一八年六月三日法律第六五号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二日法律第四五号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、三百六十六条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二日法律第五二号）抄  
（施行期日）

**第二条** (検討)  
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律による改正後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)  
**第三十六条** 前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。  
(罰則の適用に関する経過措置)  
**第四十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第四十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
**附 則 (平成三〇年六月八日法律第四四二号)抄**  
(施行期日)

三項の改正規定、同法第七十九条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定の公布の日二及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書 第六十一条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定 平成三十二年四月一日五 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）平成三十三年一月一日

（進学準備給付金の支給に関する特例）

第一条 第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に係る経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設

設入居者生活介護をいう。)に限る。)を介護予防を行う者に委託して行つてゐる場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

**(罰則に関する経過措置)**  
**第二十九条** この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

設入居者生活介護をいう。)に限る。)を介護子  
防を行う者に委託して行っている場合において  
は、これらの介護扶助を受けている者について  
は、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の  
規定は適用しない。  
**(費用の徴収に関する経過措置)**  
**第四条** 第三条改正後生活保護法第七十七条の二  
の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県  
又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に  
係る徴収金の徴収について適用する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
**(検討)**  
**第八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途と  
して、この法律の規定による改正後の規定の施  
行の状況について検討を加え、必要があると認  
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を  
講ずるものとする。  
**(政令への委任)**  
**第二十四条** この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
定める。  
**附 則** (平成三十一年七月六日法律第七一  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
**一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第  
八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、  
附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十  
三年法律第六十九号)別表第一第十八号の改  
正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の  
安定等に関する法律(昭和四十六年法律第十六  
十八号)第二十八条及び第三十八条第三項の  
改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用  
の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第  
三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則  
第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労  
働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第  
四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第  
九条第一項第四号の改正規定(二)平成十年法  
律第四十六号)の下に、「労働施策の総合  
的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業  
生活の充実等に関する法律」を加える部分に  
限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の  
日**

**第二十九条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなほお従前の例によることとされる場合に於けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前項の例による。

附 則（令和二年六月一〇日法律第四号抄）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定の日

二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第二生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定の日  
（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置の規定 令和二年十月一日

附 則（令和二年六月一一日法律第五二号抄）

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介保護法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十一条及び第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附則（施行期日）抄（令和三年六月一日法律第六六二条）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号）を「第七百三条の四第一項第一号」に改める部分に限る。並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定

二 公布の日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第二百五十三条の十第一項及び第二百十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第二百五十三条の三第二項及び第二百五十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第二百十四条の二第二項及び第二百十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第二百四十四条の三第三第二項及び第二百四十四条の三の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めること

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する。

る観点から、社会保障制度の改革及び少子化に對処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### （生活保護法の一一部改正に伴う経過措置）

**第十一条** 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

#### （政令への委任）

**第三十二条** 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののかかることの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 （施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### （五百九条の規定）

公布の日

**第一条** この法律は、ことども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

#### （处分等に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」といいう。）の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の處分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれ

ぞの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の

相当規定により相当の國の機関がした認定、指定その他の處分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののかかることの法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**第三条** この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の國の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののかかることの法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

**（命令の効力に関する経過措置）**

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののかかることの法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### （五百九条の規定）

公布の日

**第一条** この法律は、ことども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

#### （处分等に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」といいう。）の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の處分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれ

### 附 則（令和四年二月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則（令和六年四月二四日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。

三 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十五年法律第二百四十四号）第八十条の第四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定

公の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（附 則（令和六年四月二四日法律第二一〇号）抄）

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

八 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（令和六年五月八日法律第一一九号）抄）

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定する特定施設に入居している者（生活保護法第十五条の二第二項に規定する特定施設入居者生活介護を同項に規定する居宅介護を行う者に委託し、又は同条第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を同項に規定する介護予防を行う者に委託して行つている場合において、これらの介護扶助を受けている者を除く。）については、第三条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、適用しない。

**第九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和六年六月一二日法律第四七号抄）

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

規定 第二十二条の規定及び第二十一条中「こと」と  
も「子育て支援法」一部を改正する法律附則に  
第四条第一項の改正規定（施行日から起算して  
五年を経過する日）を「令和十二年三月  
三十一日」に改める部分に限る。並びに附  
則第四十六条の規定 この法律の公布の日

**第四十五条** この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定について、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前との例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関するもの等を除く。）は、文部省が定める。

労働大臣	二 厚生	大臣 又は 都道府県 知事	一 総務
省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	

<p>四　國土 交通大臣</p> <p>は部員職業補導に関する情報</p> <p>年法律第百三十号)による地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が行う船員職業紹介、職業指導又</p>	<p>三　市町 村長</p> <p>六　石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する情報</p> <p>七　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報</p> <p>八　公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報</p> <p>九　次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一　予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</p> <p>二　児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当の支給に関する情報</p> <p>三　健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報</p> <p>四　戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p> <p>五　次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一　船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)による地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)</p>	<p>二十二年法律第五十号)による給付の支給に関する情報</p> <p>二　戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)による援護に関する情報</p> <p>三　未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)による留守家族手当の支給に関する情報</p> <p>四　戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による療養手当の支給に関する情報</p> <p>五　雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による給付の支給に関する情報</p>
--	--	--

六 都道 府県知事、 市長又は 福祉事務 所を管理 する 町 村	署 長	五 税 務	二 道路運送車両法（昭和二十六 年法律第二百八十五号）第四条に規 定する自動車登録ファイイルに登録 を受けた自動車に関する情報					
童扶養手当の支給に関する情報	五 船員の雇用の促進に関する情報 離職者に関する臨時措置法（昭和五十一 年法律第四十三号）による職業転 換給付金の支給に関する情報	三 漁業経営の改善及び再整備 に関する特別措置法（昭和五十一 年法律第九十四号）による職業転 換給付金の支給に関する情報	四 国際協定の締結等に伴う漁業 離職者に関する臨時措置法（昭和五十二 年法律第十九号）による就職促進給付金の 支給に関する情報					
童扶養手当の支給に関する情報	五 般旅客定期航路事業等に関する 特別措置法（昭和五十六年法律第 七十二号）による給付金の支給に 関する情報	六 本州四国連絡橋の建設に伴う 一般旅客定期航路事業等に関する 特別措置法（昭和五十六年法律第 七十二号）による給付金の支給に 関する情報	七 相続税法（昭和二十五年法律 第七十三号）第二十七条から第二 十九条までに規定する申告書、當 該申告書に係る国税通則法（昭和 三十七年法律第六十六号）第十八 条第二項に規定する期限後申告 書、同法第十九条第三項に規定す る修正申告書又は同法第二十八条 第一項に規定する更正通知書若し くは決定通知書に関する情報	八 省令で定めるもの	九 次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの	十 次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの	十一 この法律による保護の決定及 び実施又は就労自立給付金若しく は進学・就職準備給付金の支給に 関する情報	十二 児童扶養手当法（昭和三十六 年法律第二百三十八号）による児 童扶養手当の支給に関する情報

合若しくく	員共済組合連合会	地方公務員共済組	学校興・共済事業団、国家公務員共済組	八労働若しくは日本年金機構又は日本私立情報	七府県知事又は市町村長	五国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
					六生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報	六生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
					省令で定めるもの	省令で定めるもの
					一地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報	一地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
					二職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報	二職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
					三障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報	三障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
					省令で定めるもの	省令で定めるもの
					一私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する情報	一私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する情報
					二厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による年金である保険給付の支給に関する情報	二厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による年金である保険給付の支給に関する情報
					三国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の支給に関する情報	三国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の支給に関する情報

一一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る）及び十四の項下欄の厚生労働省令に限る。）

総務大臣

二 三の項下欄（第二号に係る部分に限る）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 内閣総理大臣

三 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣

四 四の項下欄の厚生労働省令 國土交通大臣

五 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣

六 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣

七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣





いなし置設を所務事祉福	村町市	
第五十四条 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これららの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条第三、第六十五条第一項、第七十七条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで	第五十四条 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これららの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条第三、第六十五条第一項、第七十七条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで	
第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項		

村町